

第24回大空町農業委員会総会議事録

令和4年6月24日 第24回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川一浩	2番 上田英樹	3番 森英章
4番 佐藤廣治	5番 斎藤宏幸	6番 森賀祐司
7番 伊藤博幸	8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二
10番 福田重幸	11番 真鍋剛	12番 増子昭雄
13番 福田英信	14番 原本勝広	15番 遠藤哲也
17番 佐野一義	18番 渡辺誠	19番 高橋敬義
21番 仲西政克	22番 岡本シゲ子	24番 石田正俊

(2) 欠席者

16番 石原せつえ	20番 佐久間仁	23番 丹羽真治
-----------	----------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主幹 石川大樹	主事 見延洗太
----------	---------	---------

第24回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第24回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は何かとお忙しい中、また天候の悪い中、第24回農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本年におきましては、4月から5月の風害と干ばつ、5月28日からのオホーツク高気圧による低温と長雨により、作物の生育にはとても厳しいものとなっております。委員の皆さんも、雨の合間をぬっての作業で大変ご苦労されている事と思います。また、6月19日の午後からの豪雨・降雹によりまして、畑の冠水、土砂の流出など作物への被害が大きい方がいらしたと聞いております。被害に遭われた方には、この場をお借りしましてお見舞い申し上げます。</p> <p>今月3日、小清水町で58歳の男性がトレンチャーの格納整備中に巻き込まれて死亡するという痛ましい事故が起きてしまいました。改めて、私達も更に安全に気を付けて作業しなければならないと思ったところであります。</p> <p>委員の皆様には健康にて事故の無いようご祈念申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>5月25日開催の第23回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第24回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時34分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p>

井上局長	<p>諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、21名であります。 丹羽会長職務代理、石原委員、佐久間委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計15件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、19番高橋委員、1番小川委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年6月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、今まで借り受けしておりました農地について、所有者死亡により、相続人からこのたび売買にて譲りたいという旨の案件となっております。図面については省略させていただいております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用</p>

	<p>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この件につきましては、当該農地について、親名義の所有地を後継 者へ贈与を行うという案件となります。図面については省略させてい ただいております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。 図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認 しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p>

見延主事	<p>事務局。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年6月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、自宅近隣の農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があったものでございます。</p> <p>現地確認につきましては、第1地区農業委員さんにより、6月9日に現地確認を行っており、既存施設隣接地であることから転用はやむを得ないというご判断をいただいています。図面については、2ページから4ページに掲載しております。</p> <p>農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、6月9日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p>

	事務局。
見延主事	<p>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】</p> <p>この件につきましては、自宅近隣の農地に農家住宅を建設したいとの申請があったものでございます。</p> <p>現地確認につきましては、第2地区農業委員さんにより6月15日に行っております。既存施設隣接地であることから、転用はやむを得ないというご判断いただいております。図面については5ページから7ページに掲載しております。</p> <p>第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、6月15日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</p> <p>この件につきましては、自宅近隣の農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があったものでございます。</p>

	<p>現地確認については、第3地区農業委員さんにより4月6日に現地確認を行っており、既存施設等隣接地であるため転用はやむを得ないというご判断をいただいております。図面については8ページから10ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、4月6日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から4番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和4年6月24日提出 大空町農業委員会会長</p>

石田会長	<p>石田正俊。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番から4番朗読】</p> <p>1番から4番の案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。6月15日に第3地区農業委員により、あつせん会が行われております。1番の図面については11ページ、2番の図面は12ページ、3番の図面は13ページ、4番の図面は14ページに掲載をしております。</p> <p>どの案件につきましても、全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番から4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係1番から4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第3号利用権設定関係5番朗読】</p> <p>この案件につきましては、農地更新の案件となっております。6</p>

	<p>月15日に第3地区農業委員さんにおきまして、更新に係るあっせん会が行われております。更新でございますので、図面につきましては省略させていただいております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求め。令和4年6月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第4号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付けしていた農地等を借主へ売買するものです。あっせんの申し出を受け、6月16日に第5地区農業委員さんによりあっせん会を行った結果、農業公社の農地売買支援事業を活用し、買い受け希望者において購入したいとの申し出があり、公社への買入協議要請が適当と至ったところであります。なお、公社買入後の一時貸付予定者については、本郷地区の〇〇氏を予定してございます。図面につきましては、15ページに掲載しております</p>

	<p>のでご参照ください。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第4号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番及び2番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年6月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第5号所有権移転関係1番及び2番朗読】 1番及び2番につきまして、どちらも農地保有合理化事業に伴います農業公社からの売り渡しによります農地購入案件となっております。そのため図面は省略しております。</p>

	<p>ご審議のほど、お願いいたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号所有権移転関係 1 番及び 2 番について採決します。</p>
委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 6 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>議案第 6 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成 2 0 年農業委員会訓令第 3 号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和 4 年 6 月 2 4 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 6 号 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、6 月 1 5 日に第 2 地区の農業委員さんにより現地調査をいただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面については、1 6 ページに掲載してございますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、6 月 1 5 日に第 2 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
石川主幹	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年6月2 4日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後2時27分)